

至誠館大学安全保障貿易管理規程

(目的)

第1条 本規程は、至誠館大学(以下「本学」という。))において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障貿易管理(以下「貿易管理」という。)を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号、以下「法」という。)及びこれに基づく貿易管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2)技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3)貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること(自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。))又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (4)取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5)リスト規制技術 外国為替令(昭和55年政令第260号)(以下「外為令」という。)別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6)リスト規制貨物 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)(以下「輸出令」という。)別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7)キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8)該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9)取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等(技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。「相手先」ともいう。)を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (10)大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11)通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (12)大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (13)通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (14)居住者 外国為替法令の解釈及び運用について(蔵国第4672号昭和55年11月29日)6-1-5, 6(居住性の判定基準)に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (15)非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (16)特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(4貿局第492号)1(3)サ①から③までに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。
- (17)教職員 本学の教員及び職員をいう。
- (18)学生等 本学の学部学生及び研究生等をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、本学が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

(基本方針)

第4条 本学の貿易管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 貿易管理を確実に実施するため、貿易管理の責任者を定め、貿易管理体制を適切に整備し、充実を図る。

(最高責任者)

第5条 本学の貿易管理における最高責任者は、学長とする。

2 最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、貿易管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(貿易管理統括責任者)

第6条 最高責任者は貿易管理業務を統括する貿易管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、副学長をもって充てる。副学長が不在のときは、学長が指名する。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における貿易管理に関する次の業務を行う。

- (1) 安全保障貿易管理の基本方針及び基本施策の企画・立案に関すること。
- (2) 該非判定及び取引審査(第二次審査)の承認に関すること。
- (3) 本学全体への徹底事項の指示、連絡、要請等に関すること。

(貿易管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、貿易管理に関する事務を行うため、貿易管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、学部長をもってその任に充てる。

2 管理責任者は統括責任者を補佐し、本学における貿易管理に関する次の業務を行う。

- (1) 事前確認シートの確認
- (2) 該非判定及び取引審査(第一次審査)に関する業務
- (3) 統括責任者への報告等に関する業務
- (4) 安全保障貿易管理手続業務に係る本学の教職員等からの相談に関する業務

(重要事項の審議)

第8条 本学の貿易管理に関する重要事項については、至誠館大学運営会議(以下「運営会議」という。)において審議する。

2 運営会議は、貿易管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- (2) 本規程の改廃案の作成に関する事項
- (3) 教職員及び学生等に対する研修・啓発活動に関する事項
- (4) 監査に関する事項
- (5) その他貿易管理に関する重要事項

(事前確認)

第9条 教職員及び学生等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別途定める「事前確認シート(別紙様式1～別紙様式3)」に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定(公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術)の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。

2 前項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員及び学生等は第10条(該非判定)、第11条(用途確認)及び第12条(需要者等確認)の起票・確認を行い、第13条の取引審査の手続を行わなければならない。

3 第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、教職員及び学生等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第10条 教職員及び学生等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票(別紙様式4)」を起票するものとする。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

(1) 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。

(2) 本学以外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本学として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略しても良い。

(用途確認)

第11条 教職員及び学生等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別途定める「用途」チェックシート(別紙様式5)」及び「明らかなガイドラインシート(別紙様式6)」を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

(需要者等確認)

第12条 教職員及び学生等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者等について以下の項目に該当するかを、別途定める「需要者」チェックシート(別紙様式7)」等を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

(1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。

(2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。

(3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。

(4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第13条 教職員及び学生等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別途定める「審査票(別紙様式8及び別紙様式9)」を起票して管理責任者による一次審査及び統括責任者による二次審査による承認を受けなければならない。

2 「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

(許可申請)

第14条 前条第1項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

- 3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員及び学生等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第15条 教職員及び学生等は、技術を提供する場合、第9条の事前確認及び第13条の取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第9条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認は要さない。

- 2 教職員及び学生等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第16条 教職員及び学生等は、貨物を輸出する場合、第9条の事前確認及び第13条の取引審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第9条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認は要さない。

- 2 教職員及び学生等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

- 3 教職員及び学生等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第17条 教職員及び学生等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、貿易管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

(監査)

第18条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、本学の貿易管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

(調査)

第19条 統括責任者は、貿易管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(指導)

第20条 統括責任者は教職員及び学生等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第21条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員及び学生等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(報告)

第22条 教職員及び学生等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

- 3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(学生等が取引をする場合の取扱い)

第23条 学生等が第3条に規定する範囲において取引を行おうとする場合は、当該取引に係る教職員の協力を得て、安全保障貿易管理に係る手続きを別に定める様式(別紙様式第10号)により教職員に準じて行わなければならない。

(懲戒)

第24条 教職員が故意又は重大な過失により外為法等及び本規程に違反した場合には、本学の定める就業規則に基づき懲戒処分の対象とする。

(管理体制等)

第25条 本学における安全保障貿易に係る管理体制は、別表のとおりとする。

(事務)

第26条 この規程に関する事務は、関係部署の協力を得て総務課が行う。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

制定 令和 7年 4月 1日

安全保障貿易管理事前確認シート〔技術の提供〕

※他者に技術の提供を行う際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。

申請年月日： 年 月 日

申請者：氏名 ⑨ 所属・職名

連絡先：Tel E-mail

1. 提供区分・類型・相手先情報

提供区分 (該当欄にチェック)	☐ 共同研究 ☐ 受託研究 ☐ 研究成果提供 ☐ 学術指導 ☐ 学術交流協定 ☐ 会議等の出席・参加・主催 ☐ 外国出張 ☐ その他()		
提供類型	☐ 技術の提供 ※該当する提供方法全てにチェック [☐ 指導・発表 ☐ 意見交換 ☐ 電話 ☐ 電子メールの送信 ☐ インターネット経由のファイル交換 ☐ 共用データベースへの掲載 ☐ 書面の送付 ☐ 記録媒体の送付 ☐ マニュアル・図面・データ等の供与 ☐ 装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供 ☐ その他()]		
契約先	<名称> ----- <所在国・都市>		
需要者・利用者	<名称> ----- <所在国・都市>		
契約予定日	年 月 日	提供期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※契約先と需要者・利用者が同一の場合、「需要者・利用者」欄は「契約者と同じ」と記入してください。

※契約をしない場合は、「契約先」欄に「契約なし」と記入してください。

2. 目的・提供技術の概要等

案件名称 (事業名・契約名など)			
提供する技術の名称			
提供する技術の概要			
相手方の使用目的			

※「提供する技術の概要」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

a. 提供する情報は、「公知の内容」のみである 「はい」の場合は、右欄を記入して下さい。	☐ はい	☐ いいえ ⇒3の欄へ
	公表年月日： 年 月 日 公開した媒体・学会名：	
b. 相手先の国は、「グループA」である	☐ はい	☐ いいえ ⇒4の欄へ

※グループ A: アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国



◆上記aとbが「はい」

⇒これ以下の欄の記入は不要です。記入済の本シートを、総務課に提出してください。

3. 提供技術の規制対象確認

提供する技術は、物品の設計・製造・使用には関係しない	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
----------------------------	--

上記を「いいえ」とした場合、本欄に物品名を記入してください。	
--------------------------------	--

4. 相手先の懸念情報

相手先が、外国ユーザーリスト(※)に掲載されている。	☐ はい ☐ いいえ
相手先の国が、懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)又は国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン)である。	☐ はい ☐ いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等(核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機)若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載)	☐ はい ☐ いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省 HP の「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>)を参照してください。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

5. 手続判断

- ① 3の欄が「いいえ」又は「不明」 ⇒ 記入済の本シートを持参し、総務課にご相談ください。
 ② 4の欄のいずれかが「はい」 ⇒ 記入済の本シートを持参し、総務課にご相談ください。
 ③ 上記①、②以外 ⇒ 記入済の本シートを、総務課に提出してください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

(担当者確認欄)

- ☐ 提供可 (条件 :)
☐ 「審査票」の起票を有する

管理責任者	担当部門

安全保障貿易管理事前確認シート〔貨物の輸出〕

※貨物の輸出を行う際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。

申請年月日： 年 月 日
申請者：氏名 ⑨ 所属・職名
連絡先：Tel E-mail

1. 提供区分・類型・相手先情報

目的 (該当欄にチェック)	☐ 共同研究 ☐ 受託研究 ☐ 研究成果提供 ☐ 実験・評価 ☐ 博覧会・展示会出展 ☐ 調査・測量 ☐ 点検・修理 ☐ その他() 〔 ☐ 海外出張時に携帯(ハンドキャリー)する ※該当する場合はチェックする〕		
提供類型	☐ 貨物の輸出 ※該当する輸出内容にチェック 〔 ☐ 試料・サンプルの送付 ☐ 装置等の送付〔 ☐ 自作品 ☐ 改造品 ☐ 購入品〕 ☐ その他()〕		
契約先	<名称>		
	<所在国・都市>		
需要者・利用者	<名称>		
	<所在国・都市>		
契約予定日	年 月 日	輸出予定日	年 月 日

※契約先と需要者・利用者が同一の場合、「需要者・利用者」欄は「契約者と同じ」と記入してください。
※契約をしない場合は、「契約先」欄を「契約なし」と記入し、「需要者・利用者」の名称等を記入してください。

2. 貨物の概要・仕様等

貨物の名称・型番			
貨物概要と仕様			
数量・重量・価格(価値)	<数量>	<重量>	<価格>
相手方の使用目的			

※「提供する貨物の概要」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。
※無償提供の場合は、類似品又は想定される価値の額を記入してください

3. 貨物の該非確認

輸出する貨物は、「外為法規制リスト」に該当しない	☐ はい ☐ いいえ ☐ 不明
上記を「はい」とした場合、本欄にその根拠を記入してください。	
確認した政令項番・省令条番：	
該当しない理由：	

※外為法規制リストは、経済産業省 HP の「貨物・技術のマトリクス表」(https://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html)を参照してください

4. 輸出先国の懸念度

輸出先の国は、「グループA」である	☐ はい	☐ いいえ ⇒5の欄へ
-------------------	-----------------------------	------------------------------------

※グループ A: アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
◆上記が「はい」 ⇒6の手続判断へ

5. 相手先の懸念情報

相手先が、外国ユーザーリスト(※)に掲載されている。	☐ はい ☐ いいえ
相手先の国が、懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)又は国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン)である。	☐ はい ☐ いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等(核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機)若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障貿易管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載)	☐ はい ☐ いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省 HP の「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>)を参照してください。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

6. 手続判断

- ① 3の欄が「いいえ」又は「不明」⇒ 記入済の本シートを持参し、総務課にご相談ください。
 ② 5の欄のいずれかが「はい」⇒ 記入済の本シートを持参し、総務課にご相談ください。
 ③ 上記①、②以外 ⇒ 記入済の本シートを、総務課に提出してください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

- ☐ 輸出可 (条件 :)
☐ 「審査票」の起票を有する

(担当者確認欄)

管理責任者	担当部門

安全保障輸出管理事前確認シート〔外国人(留学生・研究者・教員・訪問者等)の受入れ〕

※外国人の留学生、研究者・教員、訪問者等の受入れを検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。

※本シートは、外国人受入れの10日前までに提出してください。

申請年月日: 年 月 日

申請者: 氏名

⑨ 所属・職名

連絡先: Tel

E-mail

1. 受入予定者

受入カテゴリ (該当欄にチェック)	☐ 留学生 ☐ 大学院生 ☐ 学部学生 ☐ 研究生 ☐ 聴講生 ☐ その他() ☐ 研究者 ☐ 研究員 ☐ 教員 ☐ 訪問者 ☐ その他()
氏名	
出身国(国籍)	
出身組織	
受入予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※同一組織の同一部署から同時に複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に複数名を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。

2. 受入予定研究室・提供予定情報等

研究科・学科・研究室	
指導教員・情報提供者	
研究分野名	
受入予定者の研究内容	
提供情報・指導予定 内容の概要	

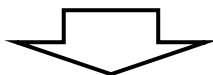
※指導教員又は技術提供者が複数予定されている場合は、「指導教員・技術提供者」の欄に複数の氏名・役職を列記してください。

※「受入予定者の研究内容」「提供予定技術の概要」は、なるべく詳しく具体的に記入してください。適宜、別紙を添付してください。

a. 提供情報・指導内容は、「公知の内容」のみか 「はい」の場合は、右欄を記入して下さい。	☐ はい 公表年月日: 年 月 日 公開した媒体・学会名:	☐ いいえ
b. 提供情報・指導内容は、自然科学系、実験系の 人文社会科学系のいずれでもない(次頁欄外参照) 【注1】	☐ はい	☐ いいえ ⇒ 該非判定票作成
c. 出身国および国籍が「グループA」である【注2】	☐ はい	☐ いいえ ⇒ 3の欄へ

【注1】自然科学系教員が行う講義・演習・実験・研究活動などに当該教員の専門分野や研究テーマに関する情報が含まれる場合を除き、本学においては、全学的に技術の提供が行われることを前提にしております。この前提に沿わない事案である場合は、その旨、お申し出ください。

【注2】グループA: アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国



◆上記aまたはbが「はい」+cが「はい」 ⇒ これ以下の欄の記入は不要です。記入済の本シートを総務課に提出してください。

3. 受入予定者の懸念情報

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト(※)に掲載されている。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)又は国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン)である。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の出身組織(留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。)が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等(核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機)若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その留学費用につき、出身国政府の国費又は出身国の機関・組織(民間企業・組織を含む)による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その者が将来出身国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載)	☐ はい ☐ いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省 HP の「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>)を参照してください。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

4. 雇用の有無

本学での雇用を予定している(雇用契約予定日: 年 月 日)	☐ はい ☐ いいえ
-------------------------------	--

管理責任者	担当部門	担当部門

該非判定票

作成日： 年 月 日
 作成責任者： 氏名 所属・職名
 連絡先： Tel E-mail

技術の名称、取引概要 貨物の名称、型及び等	
--------------------------	--

外国為替令別表（技術を提供する場合） 又は 輸出貿易管理令別表第一（貨物を輸出する場合） の項番と該非		
1	該当する	該当しない
2	該当する	該当しない
3	該当する	該当しない
3の2	該当する	該当しない
4	該当する	該当しない
5	該当する	該当しない
6	該当する	該当しない
7	該当する	該当しない
8	該当する	該当しない
9	該当する	該当しない
10	該当する	該当しない
11	該当する	該当しない
12	該当する	該当しない
13	該当する	該当しない
14	該当する	該当しない
15	該当する	該当しない
	「該当する」欄が 1か所以上ある	すべて「該当し ない」欄のみ

※技術・貨物の内容・性能を法令（外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一、貨物等省令、解釈通達。下記HP掲載の「貨物・技術のマトリクス表」を参照）に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに○印を付けてください。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

※「該当する」に○印を付けた項については、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当すると判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」に○印を付けた項でも、技術・貨物の性質上その項に近いものである場合

本件技術又は貨物は、以上のとおり外国為替令別表（第 16 項を除く）

又は輸出貿易管理令別表第一（第 16 項を除く）に該当（します・しません）。

外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術・貨物の仕様（性能）との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

（注）本様式は、申請を行うに当たって該当非該当の判断を示す様式の一例として提示するものです。既に、他の様式で申請を行って許可を得た実績を有する方は、従来の様式に従って申請を行って差し支えなく、特に、新たに本様式に変更する必要はありません。

（該非判定票別紙）外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と

技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様（性能）
項 番	項 目	項 番	項 目		

技術／貨物の該非判定結果 ☐ 該当 ☐ 非該当

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

- ・ 外国為替令別表／輸出貿易管理令別表第一の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様（性能）との対比を明らかにすること。
- ・ 特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。
- ・ 技術／貨物の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

「用途」チェックシート

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等WEB、カタログなどで確認すること。(どちらかに○をつけること。)

別表	核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	②核融合に関する研究	はい・いいえ
	③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④重水の製造	はい・いいえ
	⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
行為	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ
	輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用	はい・いいえ

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

用途要件の除外	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表(※)に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物又は技術がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
	②自衛隊法に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	③自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	④自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊又はカナダ軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑧重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑨重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑩武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑪武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑫海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑬国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑭令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ

(※)別表 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又は発煙のために用いるものを含む。)のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品
1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾
二 産業用の発破器
三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

明らかガイドラインシート

以下の各項目について、確認すること。

なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○を付ける。

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・－
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・－
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・－
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・－
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・－
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・－
	⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・－
	⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・－
	⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・－
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・－
	⑪ 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・－
	⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・－
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・－
	⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・－
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・－
	⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・－
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること）が一致しない。	はい・いいえ・－
その他	⑱ その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・－

（注）技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。

「需要者」チェックシート①外国ユーザーリストのチェック

（どちらかに○を付けること）

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等WEB、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。

（どちらかに○をつけること）

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ

審査票（技術の提供・貨物の輸出用）

作成年月日： 年 月 日

統括責任者	管理責任者	担当課	作成者

1. 技術の提供・貨物の輸出の概要

件名（内容）					
技術・貨物の名称		(金額) :			
該非判定 (1～15項)	<技術> 外為令別表： 項 号 ☐ 該当 ☐ 非該当 ☐ 不明・疑義 (貨物等省令： 条 項 号) ☐ 公知 ☐ 基礎科学 ☐ 規制対象外 <貨物> 輸出令別表第1： 項 号 ☐ 該当 ☐ 非該当 ☐ 不明・疑義 (貨物等省令： 条 項 号) ☐ 少額特例 ☐ 規制対象外				
	上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、提供予定技術・貨物の具体的内容に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。				
仕向地（国名）		☐ 輸出令別表第3の地域 ☐ 国連武器禁輸国・地域 ☐ 懸念国 ☐ その他			
契約先	名称（英字）	☐ 新規 ☐ 継続 ☐ 軍関連 ※HPアドレスを記載（ ）及び／又は資料を添付すること。			
	所在地				
需要者 又は 利用者	名称（英字）	☐ 新規 ☐ 継続 ☐ 軍関連 ※HPアドレスを記載（ ）及び／又は資料を添付するこ			
	所在地				
用 途	内容（ ） ☐ 大量破壊兵器等関連 ☐ 通常兵器関連 ☐ 軍関連 ☐ 不明・疑義 ☐ その他				
	資料： ☐ 有（ ） ☐ 無				
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制 輸出令別表第3の地域を除く地域向けの場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ③明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ				
	II. 通常兵器キャッチオール規制 国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ②（①が「はい」の場合、）「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ				
	III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか ☐ はい ☐ いいえ				
インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか ☐ はい ☐ いいえ				
取引経路	→ →				
契約予定	年 月	取引予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		

2. 総合取引判定結果（判定年月日： 年 月 日）

取引審査判定	☐ 承認 ☐ 規制対象外 ☐ 非該当 ☐ 特例（少額、その他） ☐ 条件付承認 ☐ 包括許可 ☐ 個別許可 ☐ 許可例外
	☐ 経済産業省へ届出／相談 ☐ 不承認
取引承認条件	
上記判定理由	

審査票（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れ用）

作成年月日： 年 月 日

統括責任者	管理責任者	担当課	作成者

1. 外国人に教育・提供する技術の概要

受入予定者	氏名（英字）	
	出身国（国名）	☐ 輸出令別表第3の地域 ☐ 国連武器禁輸国・地域 ☐ 懸念国 ☐ その他
	出身組織	※HPアドレスを記載（ ）及び／又は資料を添付すること。
教育・提供予定技術の該非判定（1～15項）	外為令別表： 項 号 （貨物等省令： 条 項 号）※該当するおそれのある項番が複数あるときは、その全てを列挙。 ☐ 該当 ☐ 非該当 ☐ 不明・疑義 ☐ 公知 ☐ 基礎科学 ☐ その他規制対象外	
	上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、受入予定者の研究計画・提供予定技術等に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。	
受入予定者の卒業後の予定／希望勤務先（知っていれば記入）	名称（英字）	※HPアドレスを記載（ ）及び／又は資料を添付すること。
	所在地	
提供予定技術の用途〔留学生等の場合、卒業後の予定／希望進路での用途〕（知っていれば記入）	内容（ ） ☐ 大量破壊兵器等関連 ☐ 通常兵器関連 ☐ 軍関連 ☐ 不明・疑義 ☐ その他	
	資料： ☐ 有（ ） ☐ 無	
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制： 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、輸出令別表第3の地域を除く地域の場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ③（②が「はい」の場合、）明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ	
	II. 通常兵器キャッチオール規制： 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、国連武器禁輸国・地域の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ②（①が「はい」の場合、）「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	
	III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか ☐ はい ☐ いいえ	
インフォーム要件	受入予定者の出身組織・卒業後の予定／希望勤務先につき、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか ☐ はい ☐ いいえ	
受入予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

2. 総合受入判定結果（判定年月日： 年 月 日）

受入審査判定	☐ 承認 ☐ 条件付承認	☐ 規制対象外 ☐ 非該当 ☐ 特例（公知・基礎科学、その他）
	☐ 経済産業省へ届出／相談 ☐ 不承認	
受入承認条件		
上記判定理由		

安全保障貿易管理に関する誓約書

至誠館大学

学長

殿

氏名 _____

(署名) _____

貴学に入学（採用）等の上は、無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、指導教員（受入教員）に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続を行うことを誓約します。

- 一 研究上の技術情報を在学（在職）中に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合、又はこれを在学（在職）後に提供することが在学（在職）中に明らかとなった場合
- 二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を在学（在職）中に外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合、又はこれらを在学（在職）後に輸出することが在学（在職）中に明らかとなった場合

以上

【参考】

本学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、「至誠館大学安全保障貿易管理規程」を定め、外国人留学生等の受け入れに際し厳格な審査を行っています。規制事項に該当する場合は、希望する教育や研究が受けられない場合がありますので、注意してください。

・外国為替及び外国貿易法

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/index.html

・安全保障貿易管理

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

(担当者確認欄)

学務課

Date: Year Month Day

Pledge regarding security trade control

To:

President

Shiseikan University

Full name: _____

(Signature) _____

I hereby pledge that if, upon enrollment to or employed or any as such by Shiseikan University, I will neither provide nor carry out a possession of the University to outside without permission. If either of the two following cases applies, I will consult my supervisor (i.e., the academic staff accepting me as a student or a researcher). And if deemed necessary, I shall implement the procedures prescribed by the Foreign Exchange and Foreign Trade Act and applicable acts and ordinances established by the Government of Japan.

1. In the case where I wish to provide research-related technology information in foreign countries or to non-residents of Japan during enrollment or employment or any as such at Shiseikan University or it becomes obvious during this period that I may provide such information after withdrawing or leaving from Shiseikan University.
2. In the case where I wish to export (sending to foreign countries or bringing out, etc.) devices or materials used in my research or tangible objects gained from the research to foreign countries during enrollment or employment or any as such at Shiseikan University or it becomes obvious during this period that I may export the aforesaid items after withdrawing or leaving from Shiseikan University.

(担当者確認欄)

学務課

(別表) 至誠館大学における安全保障貿易管理体制

■重要事項審議機関 = 大学運営会議

